

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新井哲也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十三号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
八番七地先まで	所沢市小手指元町一丁目八番七地先から同市小手指元町一丁目	区 間
二五・二一〇 二六・六八	二五・一九〇 二九・四六	敷地の幅員 (メートル)
	一一・一三	延長 (メートル)
廃道処分のため	令和二年十二月二十五日付け道環第六百十九号で決定した有効利用方針に基づく	備考